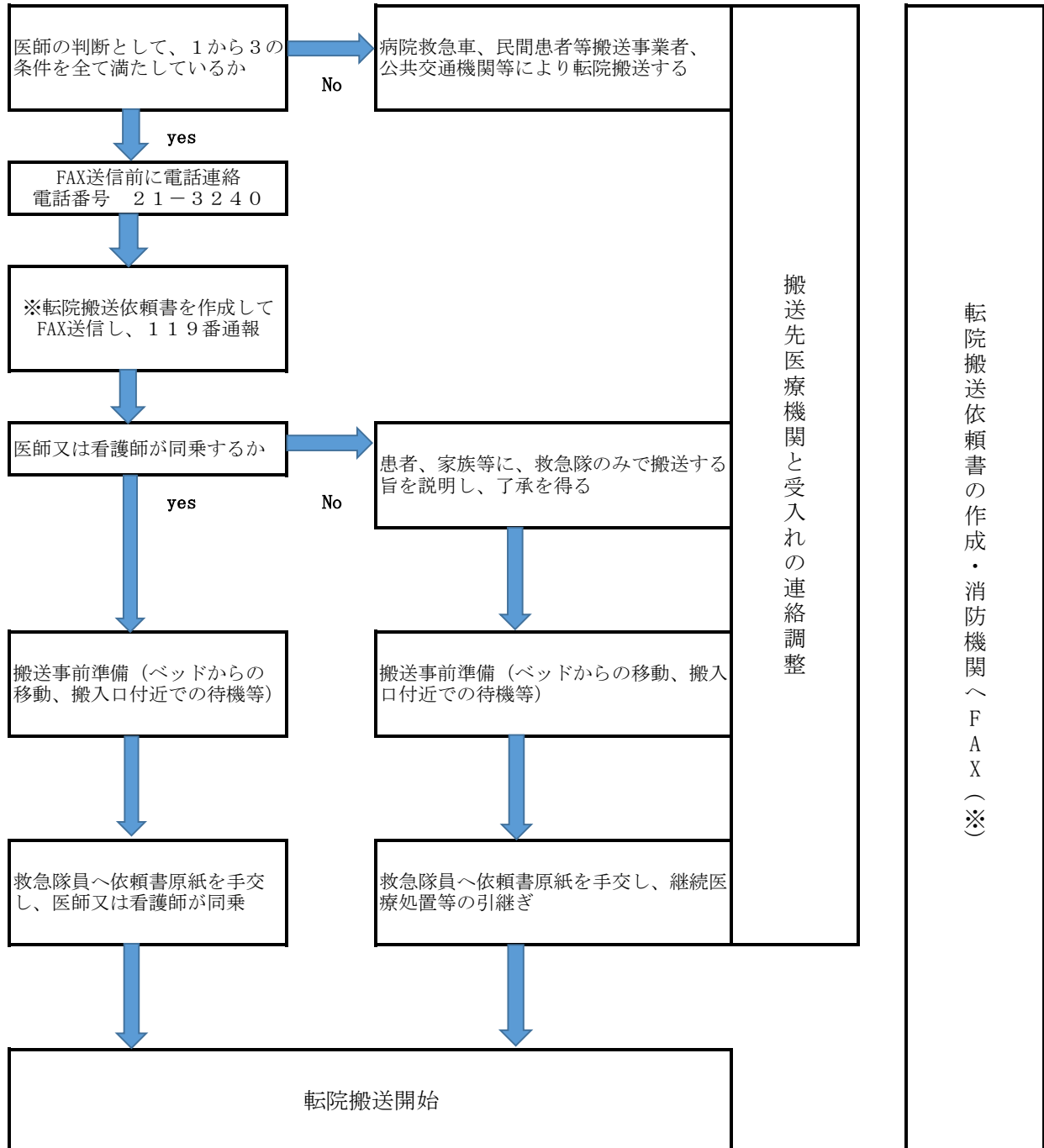


転院搬送の要請手順

転院搬送の適用条件

- 1 短時間のうちに治療が行われなければ生命や機能的予後に悪影響を及ぼすおそれがあること。
- 2 高度・専門医療等が必要で、要請元医療機関での治療が困難である。
- 3 消防機関の救急車以外に適切な搬送手段がない。



※ 傷病者が生命の危機にあり、依頼書を記載する余裕がない場合は、119番通報による転院搬送の要請を優先して行う。その場合も、速やかに依頼書を作成し、平塚市消防本部情報指令課へFAXする。

FAX番号 24-0119